

「社員の家族」を名乗る問合せへの対応

Q1.社員Aの兄を名乗る人物から連絡があり、父親が交通事故に遭いAへ連絡をとりたいのでAの**携帯電話の番号を教えてください**と言っています。教えてよいものでしょうか？

A.教えるべきではありません。

「個人情報保護のため、社員の親族であっても、社員の個人情報はお伝えできないことになっております。」と告げ、相手の氏名、連絡先、要件を聞いて電話を切りましょう。

Q2.社員Bの夫から電話があり、社員Bと喧嘩をして、Bが家を出てしまい、その後、一切の連絡がとれなくて心配なので、**会社に出社しているか否かを教えてください**と言われました。

どのように対応したらいいのでしょうか？

A.まず、社員Bに状況などの詳細を確認しましょう。社員Bが「絶対に教えないで欲しい」と言われたら、社員Bの個人情報を伝えないことはもちろん、本件の情報が社内に拡散しないよう留意しましょう。併せて、**夫が何度も会社に問い合わせしてくることがないよう夫に対応を求めましょう。**

Q3.社員の家族(今回は配偶者)より**給与や社会保険などに関する問い合わせ**がありました。

また、アルバイト学生の**親から労働時間などの問い合わせ**があることも多く、どのように対応したらいいのでしょうか？

A.教えるべきではありません。

「個人情報保護のため、社員の親族であっても、社員の個人情報はお伝えできないことになっております。」と告げ、相手の氏名、連絡先、要件を聞いて電話を切りましょう。

また、**雇用関係にあるのは学生アルバイトであり、親は保護者であっても無関係(部外者)です。**

●個人情報保護

個人情報とは、**家族や親族等の希望**であっても**本人の同意を得ずに開示することは出来ません。**また、社員の中には本当の身内でも、相手との接触を避けている可能性もあり、軽々しく個人情報を伝えて欲しくないと思っている場合もあります。相手がストーカーで本人の就業先を探しているかもしれませんし、情報入手の為に**家族を偽って問い合わせしてくる場合**も考えられます。

社員の個人情報を問い合わせる電話等があった場合は、「個人情報保護のため、社員の親族であっても、社員の個人情報はお伝えできないことになっております。」と告げ、相手に押し切られて個人情報を漏らすことがないようにしましょう。そして、相手の氏名、連絡先、要件を聞いて、一旦電話を切りましょう。また、**本人から折り返し連絡させることを約束するべきではありません。**

●返子ストーカー殺人事件

平成24年11月 ストーカーが市町村に連絡して、被害者の住所を聞き出し、殺人に発展した事件があります。その後、**情報を漏洩したことは違法**として、市に対して110万円の損害賠償を命じる判決が出ています。

●会社が本人に代わって対応する

不審なことがある場合は、必要に応じて、会社が対応したほうが良い場合もあります。企業として社員の安全を優先し、より慎重な対応が求められます。



●時間外労働の上限規制

【問1】 **時間外労働の上限規制時間** はいつから適用になりますか？

【答】 時間外労働の上限規制については大企業は2019年4月から
中小企業は2020年4月から適用となります。

【問2】 時間外労働の上限規制は、何時間ですか？

【答】 **1カ月は100時間未満、2～6カ月の平均では80時間以内**という規制です。

【問3】 2～6カ月の平均では80時間以内とは、どのように計算するのですか？

【答】 平均80時間という意味は、2カ月、3カ月、4カ月、5カ月、6カ月
どの期間の平均も 全て80時間以内になるよう管理する必要があります。

●例題

時間外労働が7月90時間、8月70時間、9月70時間、10月70時間、11月90時間、12月80時間の残業があった場合で考えてみましょう。

【答】

- ① 全ての月は **100時間未満**ですから、**単月については問題ありません。**
- ② 8月までの2カ月平均は $(90+70) \div 2 = 80$ **時間** 問題ありません。
- ③ 9月までの3カ月平均は $(90+70+70) \div 3 = 77$ **時間** 問題ありません。
- ④ 10月までの4カ月平均は $(90+70+70+70) \div 4 = 75$ **時間** 問題ありません。
- ⑤ 11月までの5カ月平均は $(90+70+70+70+90) \div 5 = 78$ **時間** 問題ありません。
- ⑥ 12月までの6カ月平均は $(90+70+70+70+90+80) \div 6 = 78.3$ **時間** 問題ありません。

●ところが！

11月と12月の2カ月平均は $(90+80) \div 2 = 85$ **時間**です。

11月と12月の2カ月平均は**80時間を超えるので違反です！**

12月の残業は70時間以内に抑えなければなりません。 $(90+70) \div 2 = 80$ 時間

11月の時点で「12月の残業時間は70時間まで」と上限が決まります。

つまり、この2～6カ月平均は、どの期間をみても平均80時間以内にしなければならないということです。また、起算月は各月となりますので、**どの月から計算しても2～6カ月平均で80時間未満に管理しなければならないということです。**

間違いやすいのは、**最終的に半年平均で80時間以内にすれば良いという勘違い**ですね。

毎月の残業時間を管理し、平均時間を80時間に抑えるよう、**複雑な管理**になりますね。

関東Office
高崎市常盤町133番地
Tel.027-330-5557

東海Office
駿東郡清水町新宿214-22
Tel.055-981-1166

北陸Office
富山県富山市栃谷440-5
Tel.076-471-8263